



弁護士
米国ニューヨーク州弁護士
中務 正裕
(なかつかさ まさひろ)

(出身大学)
京都大学法学部
米国ノースウェスタン大学
ロースクール(LL.M)

(経歴)
1994年4月
最高裁判所司法研修所修了
(46期)
大阪弁護士会登録(中央総合法律事務所入所)
2006年4月
ニューヨーク州弁護士登録
2008年10月~2012年3月
京都大学法科大学院 非常勤講師
2015年4月~2016年3月
大阪弁護士会副会長

(取扱業務)
国内外M&A
ファイナンス・金融法務
会社法務 等

事業承継 法務のポイントと課題

～遺留分制度に関する相続法改正を受けて～

弁護士 中務 正裕

1 はじめに

「事業承継」とは、中小企業「経営者」の高齢化による引退、死亡による「交代」に伴う課題への対応と捉えることができます。中小企業庁の資料によれば、今後10年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の127万(日本企業全体の1/3)が後継者未定とのことであり、現状を放置すると、中小企業廃業の急増により、2025年頃までの10年間累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性がある指摘されています。

これは、我が国経済にとって一大事であり、事業承継がスムーズに行われるよう、国では各種政策を講じています。中心となるのは、①事業承継税制、②遺留分に関する民法特例、③金融支援の3本柱からなる経営承継円滑化法(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律)による対策であり、平成20年5月に成立した法律ですが、平成30年4月には事業承継税制について大幅に拡充され、平成31年4月の改正では、事業承継税制について個人事業主にも拡大されました。

とりわけ、事業承継税制は、後継者が先代から自社株式を相続や贈与を受けたときの納税猶予制度を定めています。平成30年改正により猶予対象となる株式数が3分の2から全株数が対象となったこと、相続税の猶予割合が80%から100%とされ、対象者も一人の先代から一人の後継者であったものが、親族外を含む複数の株主から代表者である後継者(最大3名)への承継へ拡大されたこともあり、大幅に申請件数が増えており、中小企業庁の資料によれば、平成30年の改正以降、年間400件程度の申請が6000件程度に飛躍的に伸びているということです。一方、民法特例については、あまり利用されていないというのが実態です。

本稿では、法的側面からみた事業承継についてのポイントと課題について、2019年7月から施行されている相続法改正と絡めて触れていきたいと思います。

2 4つのファクターと類型

まず、事業承継にあたっては、①誰が承継するか、②経営権の承継、③資産(自社株、不動産等)の承継、④経営者保証への対応という4つのファクターを念頭にする必要があります。また、誰が承継するか、という観点からは、親族内承継なのか(推定相続人である場合とない場合)、企業の役員・従業員等による企業内承継であるのか、第三者承継かの3つの類型に分かれます。多くの中小企業では、まずは親族による承継を検討されることかと思いますが、後継者がまだ若く、経験が浅い場合には、番頭的な役割をもつ役員の方の協力体制が不可欠です。役員人事などの重要事項については、先代に権限を残すことも考えられます。

親族内承継の場合は、自社株の承継に関して相続対策が必要となってきますし、企業内承継の場合は、雇われ社長かオーナーチェンジかという場面によっても異なってきますが、売買による株式を取得する場合には株式取得資金の準備が必要となり、また、経営者保証の引き継ぎの問題があります。親族内承継も企業内承継も困難である場合には、第三者承継という形を模索することになりますが、一定の組織的運営がなされている中規模企業の場合は株価の算定等の客観的な指標も可能となりますが、小規模な企業では、そもそも株価がつかない場合もあり、取引先や同業者に引き取ってもらうことも多いかと思いますが、ここでは一般のM&Aによる

手法が行われますので、合併か、株式譲渡か、事業譲渡か、などM&Aスキームの選択を行い、専門家が関与して手続きを行っていくことになります。

3 親族内承継のパターン

親族内承継におけるポイントは、「後継者への集中的承継と公平な分配」です。まずは、後継者が安定的に経営できるよう後継者に議決権(株主総会で単独で重要事項が決議できる3分の2以上)を集中させる必要があります。他方、後継者以外の相続人への配慮も必要となってきます。特に、中小企業の経営者においては、資産の大部分が自社株といった場合も多く、そういった場合は、後継者以外の相続人に不公平感があれば、相続争いが生じるなど、円滑な承継が実現できませんし、遺留分による制限もあります。

ここに、自社株の承継パターンについて比較した表が以下のとおりです。

		集中度	円滑性	安定性	コスト	留意点
生前実現	売買	○	○	○	× 買資金必要	経営権集中度、円滑性、法的安定性高く、事業承継に適する。ただし、買取代金が必要
	生前贈与	△ 遺留分	○	△ 遺留分	△ 贈与税(※)	滑性、安定性(生前に確定できる)で遺言・死因贈与よりも優れている
生前準備	遺言	△ 遺留分	△ 執行が必要	△ 遺留分	△ 相続税(※)	単独行為。撤回が可能。遺贈と「相続させる」遺言
	死因贈与	△ 遺留分				契約。効力は遺贈とほぼ同じ。撤回が可能(制約あり)
死後	遺産分割	× 法定相続分			△ 相続税(※)	集中度、円滑性で問題が残るため、事業承継では避けるべき

※事業承継税制(納税猶予制度)の活用が可能

この表のように、最も法的安定性が高く、円滑な承継ができ、後継者に株式が集中できるのは売買ということになります。ただ、この場合、株式売買代金が必要となり、後継者への資金需要に応えるための融資などが活用される場面です。株価の算定については、中小企業の場合、純資産価格をベースとする場合も多いことから、先代経営者への退職金を支払うことによる株式評価の軽減と、先代経営者への支払いということを検討することもできます。

次に生前贈与ですが、これも生前に贈与が確定するという点で円滑であり、遺留分の点で売買よりは不確定性があるという意味で、△を付けておりますが、後述するように、遺留分減殺請求権というのが、相続法改正により遺留分侵害額請求権ということになり、金銭請求債権となったことから、集中度、安定性でも、売買に遜色ない形になりました。次に、準備するという点で、遺言、死因贈与があります。遺贈とは遺言による贈与のことをいい、遺言という単独行為で行われますが、死因贈与とは、贈与相手先との契約になります。遺言の場合は、内容を秘匿するという点にメリットがあり、負担付死因贈与の場合は撤回ができないなどの違いはありますが、法的な効力は殆ど同じです。これも、執行が必要という点、撤回が可能という点では、若干安定性や円滑性にかけているところがあります。最後は遺産分割ですが、これは、そもそも後継者への株式の集中ができない可能性があり、事業承継では避けなければなら

ないパターンです。ですので、生前実現ができればそれにこしたことはなく、また、万一のために、生前準備をしておくということが肝要です。

4 株主の確定

経営権の承継のためには、親族内、企業内、第三者承継であろうと、自社株の承継が必要であり、まずはその株主の確定が必要です。ところが、中小企業の場合、株主が誰かという点が必要でも明確になっていない場合があります。

以下に法務の観点からのチェック事項を挙げてみます。

株主名簿を作成しているか

名義株ではないか

▶平成2年の改正前商法では発起人7名必要

▶形式的な名義ではなく実質的な株主を基準に判断(最判S42.11.17)

・創業者が全てお金をだして会社を設立したが、親戚などに名義を分散してそのままになっている場合。後日、会社が拡大してから、親戚において、自分の株式だと主張を始め、買取を請求した事例があります。お金をどのようにして工面したのか、通知等はおくっていたのか等の事実関係の把握が大切です。

株券発行会社か否か

▶保管方法は？ 株券発行会社の場合、株券交付が効力要件

・原則は株券不発行ですが、定款に株券発行の定めがあれば株券発行会社となります。

・発行会社だが株券がどこにあるか不明な場合やそもそも発行しているかどうかの確認。その場合、定款変更して株券不発行会社とするか、新たに株券を発行してもらう必要があります。

・留意すべき点としては、会社法の改正に伴って、平成18年5月1日(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、以下「整備法」の施行日)時点で存続する株式会社は、定款に株券を発行しない旨の定めがない場合には、定款に株券を発行する旨の定めがあるものとみなされることになりました(整備法76条4項)。したがって、平成18年5月1日時点で存続する会社で、株券の発行・不発行について、定款に何の定めもない会社は、株券発行会社とみなされるため、株式の譲渡の際には株券の交付が必要になります。

定款に相続人に対する売渡請求は規定されているか

▶会社法174条以下で、譲渡制限株式について、定款で定めることにより、相続その他の一般承継により取得した者に対して、売渡請求が可能とされています。

▶定款で定める時期については、会社法上限定はなく、相続等がおこなわれた後に定款を変更して、相続人等に売渡請求を行うことも可能です。

株主総会が開催されているか

▶株主に招集通知を送っているか。会社法上の機関決定がなされているかどうかの確認が必要です。

所在不明株主かいないか

▶5年以上継続して会社からの通知が到達しない株主には、会社は当該株主に対する通知・催告をすることが不要(会社法196条1項)ですが、管理コストが存続するため、会社は株式を競売、裁判所の許可を得て競売以外の方法により売却、自社株買いをすることが可能です(会社法197条)。

株式の譲渡時に承認決議が行われているか

▶承認決議ない場合、会社に対する関係では対抗できないので、再度承認手続を行う必要があります。

その他

▶譲渡制限、決議要件の緩和あるか、役員の任期・選任方法も確認する必要があります。

5 遺留分と相続法の改正

(1) 遺留分とは、被相続人の兄弟姉妹以外の相続人に対して留

保された相続財産の割合(民法1042条)のことをいいます。遺留分の割合は、被相続人の財産の1/2(直系尊属のみの場合1/3)、子の代襲相続人にも認められます。

(2) 遺留分の算定は、被相続人の相続時の財産の価額に、その贈与した財産の価額を加え、債務の全額を控除(同1043条)します。贈与は原則として相続開始前1年間にしたものを価額算入しますが、当事者双方が遺留分権者に損害を加えることを知って贈与した場合は1年前より前の日のものでも算入されます(同1044条)。

(3) この点、相続法改正前の判例で、相続人に対する贈与は、旧民法1030条の要件を満たさないものであっても、特段の事情のない限り遺留分減殺の対象となるとされていたことから(最判平成10.3.24)、何十年も前の贈与でも基礎財産に算入され遺留分減殺の対象となることから、法的安定性を害するとの指摘がありました。そこで、改正法では、相続人に対する生前贈与について、特別受益に該当する贈与であって、かつ相続開始前の10年間にされたものに限り、その価額を基礎財産に算入することとしました(同1044条)。但し、当事者双方が遺留分権者に損害を加えることを知って贈与した場合は算入される点は維持されている点には注意を要します。

(4) 遺留分減殺(改正法では遺留分侵害額請求)の順序は、遺贈→死因贈与→生前贈与(遺贈と贈与につき民法1047条1項、死因贈与について東京高判H12.3.8)となっています。また、贈与の減殺は後の贈与から順次前の贈与に対してすることになり(同1047条3項)、この点に改正法による変更はありません。

(5) 改正前において、遺留分減殺請求の効果として、減殺された財産はその限度で遺留分権者のものとなり(物権的効力)、現物返還が原則で、価額弁償は例外とされていました。しかし、これでは目的財産が受遺者等と遺留分権利者の共有となり、新たな紛争の火種となります。そこで、改正法では、遺留分減殺請求という用語を改廃し、「遺留分侵害額請求権」という債権的な権利にしました。これは、遺留分侵害額請求の行使により、遺留分侵害額に相当する金銭債権が発生するという制度に変更したものです(債権的効力)(同1046条)。これにより、共有状態が生じないことから、事業承継に有益といえます。ただし、受遺者等における資金準備・調達の実現性がありますし、リスク低減のため自社株式については早期の生前贈与が望ましいと言えます。

(6) 改正法により、遺留分侵害額請求権となり、自社株が共有されるといふ懸念は払拭されましたが、遺留分侵害があれば金銭請求を受けるので以下の点にはまだ留意が必要です。

① 遺留分を侵害しない形が望ましい。例えば、生命保険の利用。実質的な経済的利得を他の相続人に与えることにより公平を図るなど。他方、侵害額請求への対価支払のために後継者を受取ることも考えられる。

② できるだけ早い段階での生前贈与が望ましい。相続法改正により、10年以前についての贈与であれば、原則、遺留分の対象となりません。また、受遺者と受贈者があるときは、受遺者が先に遺留分を負担します(遺言により取得した場合の方が先に、遺留分侵害額請求の対象となります)。

③ 遺留分の放棄(同1049条)の検討。相続開始前の遺留分の放棄は家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を有します。共同相続人の放棄は他の相続人の遺留分に影響を及ぼさないで、相続人全員で行う必要があります。

④ 中小企業円滑化法(経営承継円滑化法)4条(民法特例)の検討。法定相続人全員の書面による合意により、会社関係資産の全部又は一部の価額を将来の遺留分算定の基礎から除外すること(除外合意)や、その評価額について、相続開始時の評価ではなく事業承継時の評価で固定すること(固定合意)ができます。ただし、合意後に、経済産業大臣の確認を得た上で、家庭裁判所の許可を得る必要があります(後継者が申請人)。

今般の相続法改正によって、今後の事業対策においても、生前贈与、遺贈について、従前のような遺留分減殺請求の行使による株式分散の懸念という点については払拭されたものといえますが、遺留分としては残りますので、やはり、公平な分担についての配慮は必要かと思えます。

1 特別受益とは、相続人が被相続人から生前に贈与を受けていたり、相続開始後に遺贈を受けていたり特別に被相続人から利益を受けていること。事業承継のための生前贈与では、特別受益となります。